

結核・感染症の予防のための 施策の実施に関する計画

(徳島県結核・感染症予防計画)

<平成12年3月策定の「徳島県感染症予防計画」の改訂版>

平成17年3月

徳 島 県

目 次

第1 徳島県感染症予防計画の基本的な考え方	1
1 徳島県感染症予防計画策定の背景	1
2 予防計画の目的及び性格	2
3 感染症対策の推進の基本的な方向	2
(1) 事前対応型行政の構築	2
(2) 県民一人一人の感染症の予防及び治療に重点を置いた対策の推進	2
(3) 人権への配慮	2
(4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	3
(5) 県の果たすべき役割	3
(6) 県民の果たすべき役割	3
(7) 医師等の果たすべき役割	3
(8) 獣医師等の果たすべき役割	4
(9) 学校等の果たすべき役割	4
(10) 予防接種	4
(11) 特定感染症予防指針との関係	4
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	4
1 基本的な考え方	4
2 感染症発生動向調査のための体制の構築	5
3 感染症の発生の予防のための対策と食品保健対策の連携	6
4 感染症の発生の予防のための対策と環境衛生対策の連携	6
5 関係各機関及び関係団体との連携	7
6 保健所及び保健環境センターの役割分担及び両者の連携	7
第3 感染症のまん延防止のための施策に関する事項	8
1 基本的な考え方	8
2 対人措置の発動	8
3 結核等感染症の診査に関する協議会	9
4 対物措置の発動	10
5 積極的疫学調査のための体制の構築	11
6 指定感染症への対応	11
7 新感染症への対応	11
8 感染症対策と食品保健対策との連携	11
9 感染症対策と環境衛生対策との連携	12
10 検疫体制との連携	12
11 関係各機関及び関係団体との連携	12
第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	12
1 基本的な考え方	12
2 国による医療の提供体制	13
3 県による医療の提供体制	13
4 感染症の患者の移送のための体制	15
5 平時及び患者発生時の一般の医療機関における 感染症の患者に対する医療の提供	16
6 医師会等の医療関係団体等との連携	16

第5 緊急時における国との連絡体制及び 地方公共団体相互間の連絡体制に関する事項	16
1 緊急時における感染症の発生の予防及び まん延の防止並びに医療の提供のための施策	16
2 緊急時における国との連絡体制	17
3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制	17
4 関係団体との連絡体制	17
第6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び 検査能力の向上に関する事項	17
1 基本的な考え方	17
2 県における方策	18
3 県における総合的な病原体情報の収集分析及び還元体制	18
第7 感染症に関する調査及び研究に関する事項	18
1 基本的な考え方	18
2 感染症に関する調査研究の推進	19
3 保健所における感染症に関する調査研究の推進	19
4 保健環境センターにおける感染症に関する調査研究の推進	19
第8 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	19
1 基本的な考え方	19
2 国及び県が行う研修への保健所等の職員の参加に係る計画	19
3 研修を終了した保健所職員等の保健所等における活用に係る計画	19
4 人材の養成に係る医師会をはじめとする 関係各機関及び団体との連携の方策	20
第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに 感染症の患者等の人権への配慮に関する事項	20
1 基本的な考え方	20
2 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及	20
3 患者情報の流出防止等のための具体的方策	21
4 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の 人権への配慮のための県等における関係部局の連携方策	21
5 国、他の都道府県等、医師会等の医療関係団体、 報道機関等の関係各機関との連携方策	21
第10 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項	21
1 施設内感染の防止	21
2 災害防疫	22
3 動物由来感染症対策	22
4 外国人に対する取り組み	22
5 その他の感染症の予防のための施策	22

● 分 冊

徳島県の結核の現状と対策（結核対策とくしま21：version 2）

徳島県結核・感染症予防計画

第1 徳島県感染症予防計画の基本的な考え方

1 徳島県結核・感染症予防計画策定の背景

明治30年の伝染病予防法の制定以来100年が経過し、この間の感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、特に近年においては、重症急性呼吸器症候群（SARS）や高病原性鳥インフルエンザ等の新興感染症の出現、再興感染症としての結核、マラリア等が問題となっている。

その一方で、感染症関係施策においては、感染症の患者等の人権を尊重し、積極的な情報の公表や厳格な手続きの保障等を行う透明で公正な行政についても、新しい時代の感染症対策の本質的な要素として求められてきている。

このような状況の変化に対応するため、国は、従来の伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組みを抜本的に見直すとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月2日法律第114号。以下「法」という。）を制定し、平成11年4月1日から施行され法第9条に基づく「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成11年4月1日厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。）を定めた。

一方、徳島県では、法第10条第1項に基づき、基本指針に即して徳島県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）を定めた。

法は5年ごとに見直すこととされており、国は、平成15年11月に、疾患分類の見直し、緊急時の対応及び動物由来感染症への対応等を内容とする法の改正を行った。

さらに、国は、「結核予防法」を平成16年6月に改正し（平成17年4月1日から施行）、同改正後の結核予防法第3条の3第1項に基づく「結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成16年10月18日厚生労働省告示第375号。以下「結核基本指針」という。）を定めたところである。

また、結核予防法第3条の4において、都道府県は結核基本指針に即して「結核の予防のための施策の実施に関する計画」（以下「結核予防計画」という。）を定めることを義務づけられるとともに、「予防計画」と一体のものとして定めることができるように規定された。

徳島県においては、これら法改正を受け、平成12年に策定した「予防計画」について5年ごとの再検討を行うとともに、結核予防計画と一体化したものとして定めることとした。

2 予防計画の目的及び性格

予防計画は、結核等感染症の予防のための施策の実施に関する基本的な計画であり、結核等感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的としている。

また、予防計画は、法第10条第2項各号及び結核予防法第3条の4第2項各号に規定する事項と基本指針及び結核基本指針に定められた「予防計画を策定するに当たっての留意点」を踏まえ、結核等感染症の患者等の人権に配慮し、地域の実情に即した結核等感染症対策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

なお、予防計画は少なくとも5年ごとに再検討を行い、必要があると認めたときは、これを変更するものとする。

3 感染症対策の推進の基本的な方向

(1) 事前対応型行政の構築

新しい時代の感染症対策として、結核等感染症が発生してから防疫措置を講ずるといった事後対応型の体制を改め、法に基づく感染症発生動向調査体制の整備、国の定める基本指針及び結核基本指針並びに特定感染症予防指針に基づく取り組みを通じて、普段から結核等感染症の発生を予防し、及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政に転換する。

(2) 県民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策の推進

今日、多くの感染症の予防・治療が可能になってきているため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、結核等感染症情報の収集及び分析とその結果について、県民への積極的な公表を進め、県民一人一人における予防及び結核等感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進に転換する。

(3) 人権への配慮

ア 結核等感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、結核等感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権に配慮し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。

イ 結核等感染症に関する個人情報の保護には最大限に留意するとともに、結核等感染症に対する差別や偏見の解消のために、報道機関等の協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

(4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

結核等感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があることから、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った正確な発生状況の把握と迅速かつ的確な対応が求められる。そのためには、病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、国や他の地方公共団体、医師会等医療関係団体等と適切に連携して、迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。

(5) 県の果たすべき役割

ア 県は、結核等感染症対策の実施に当たり、国や他の公共団体と相互に連携を図りながら、地域の実情に即した結核等感染症の発生の予防及びまん延の防止の施策を講じるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに医療提供体制の整備等感染症対策に必要な基盤を整備する。この場合、結核等感染症の患者等の人権に十分配慮する。

イ 県は、保健所を地域における結核等感染症対策の中核的機関として、また保健環境センターについては感染症の技術的かつ専門的機関として明確に位置づけ、それぞれの役割が十分果たせるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進める。

(6) 県民の果たすべき役割

県民は、結核等の感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うとともに有症状時には適切な治療を受ける機会を逃すことがないように早期に医療機関を受診し、診断を受けた場合には治療を完遂するように努める。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようしなければならない。

(7) 医師等の果たすべき役割

ア 医師その他の医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国、県及び市町村の施策に協力するとともに、結核等感染症の患者等が置かれている状況を十分認識し、良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

イ 病院、診療所、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

ウ 医療機関においては、結核等の合併率が高い疾患を有する患者等の管理に際し、必要に応じて発症の有無を調べ、発病予防治療の実施に努める。

(8) 獣医師等の果たすべき役割

ア 獣医師その他の獣医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国、県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める。

イ 動物等取扱業者（法第五条の二第二項に規定する者をいう。以下同じ。）は県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(9) 学校等の果たすべき役割

学校長等は、結核等感染症の発生動向を踏まえ、教育活動等の中で結核等感染症予防に関する正しい知識を身につけさせるとともに、差別や偏見の解消に努める。

(10) 予防接種

予防接種は、感染症予防対策の中で重要な役割を果たすものであり、BCG等の予防接種に関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得ながら積極的に推進する。

(11) 特定感染症予防指針との関係

総合的に予防のための施策を推進する必要があるインフルエンザ、後天性免疫不全症候群及び性感染症に関しては、本計画によるもののほか、国が定める特定感染症予防指針に即して具体的な施策を推進する。

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

1 基本的な考え方

(1) 結核等感染症の発生の予防のための対策においては、事前対応型行政の構築を中心とし、患者等への人権の配慮などを念頭におき、国との連携を図りながら具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要である。

- (2) 結核等感染症の発生及びまん延の防止のため、県は必要に応じて、健康対策審議会感染症部会の意見を聴くものとする。
- (3) 結核等感染症の予防のため日常行われるべき施策は、感染症発生動向調査がその中心となるものであるが、さらに平時における食品保健対策、環境衛生対策、検疫所と共同での感染症の国内への侵入防止対策等について、関係機関及び関係団体との連携を図りながら総合的に推進する。また、患者発生時の対応においては、感染症のまん延防止の観点から適切かつ迅速に行う必要がある。
- (4) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われるよう実施体制の整備を進める必要がある。また、市町村は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進をはじめ、対象者がより安心して接種を受けられるような環境整備を地域の実情に応じて行うことが重要である。さらに、県においては、医師会等の協力を得て、県民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくことが重要である。

2 感染症発生動向調査のための体制の構築

- (1) 県が、結核等感染症に関する情報を収集及び分析し、県民や医療関係者等に対して積極的に感染症に関する情報を公表していくことは、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。
- (2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の情報収集、分析及び公表については、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めいくことが不可欠である。このため、特に現場の医師等に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていく。
- (3) 法第12条及び結核予防法第22条第1項、第23条第1項に規定する届出義務については、医師会等を通じてその周知を図る。
- (4) 法第14条に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定める感染症の発生状況の届出を担当させる医療機関の指定に当たっては、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるよう人口や地域における感染症に係る医療体制を勘案し、医師会等の理解と協力を得て行う。

- (5) 一類感染症、二類感染症、三類感染症の患者については、法に基づき、健康診断等の感染症の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があることから、医師から知事への届出については、適切に行われることが求められる。
- (6) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のためには不可欠であり、感染症のまん延の防止のために極めて重要であることから、県は、保健環境センターを中心として検査体制の整備を図る。
- (7) 海外の感染症情報の収集については、県、保健所及び保健環境センターにおいてインターネット等を活用し国立感染症研究所の感染症情報センターや結核予防会結核研究所を始めとした情報提供機関からの情報収集に努める。
- (8) 患者及び病原体に関する情報を一元的に収集し、これらの感染症情報を総合的に分析し還元する等の効果的な活用を図るための体制として、県感染症情報センターを設置する等の体制整備の構築に努める。

3 感染症の発生の予防のための対策と食品保健対策の連携

- (1) 県は、感染症の発生の予防対策を進めるに当たっては、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携を図るように努める。
- (2) 飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防や食品の検査や監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延防止等の情報の公開や指導については感染症対策部門が主体となり推進していく。

4 感染症の発生の予防のための対策と環境衛生対策の連携

- (1) 県は、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の予防対策を行うに当たっては、感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図りながら、県民に対する正しい知識の普及、情報の提供及び関係業種への指導等に努める必要がある。
- (2) 市町村等が行う感染症媒介昆虫等の駆除については、感染症対策の観点からも重要であるが、地域の実情に応じて適切に実施し、過剰な消毒、駆除とならないように留意する。

5 関係各機関及び関係団体との連携

- (1) 結核等感染症の予防を効果的かつ効率的に進めるためには、県及び市町村の感染症対策部門と食品保健部門、環境衛生部門が平時より連携を密にしておくが基本であり、さらに、結核予防会徳島県支部、学校保健部門、職域部門及び海外渡航担当部門との連携を図り結核等感染症予防知識の普及に努めるなど、感染症予防対策を効果的に推進する。
- (2) 県は、徳島県医師会が設置している「感染症対策委員会」及び「感染症対策協議会」並びに徳島県獣医師会が設置している「人と動物の共通感染症対策委員会」を中心に平時より医師会関係者、獣医師会関係者との積極的な連携を図るとともに、徳島県歯科医師会及び徳島県薬剤師会等の医療関係団体との協力体制を構築する。
- (3) 保健所においては、市町村感染症対策部門及び学校保健部門、都市医師会感染症対策委員会、医療機関等と感染症発生時はもとより平時より情報交換、協力体制を整えておく。

6 保健所及び保健環境センターの役割分担及び両者の連携

- (1) 保健所は、結核等感染症に関する正しい知識の普及啓発、結核等感染症の発生に関する情報の収集と提供、患者等発生時のまん延防止のための対応、市町村に対する情報提供と技術的・専門的指導、援助を行うなど、地域における結核等感染症対策の中核的機関としての役割を果たすことが重要である。
- このため、平時より都市医師会、医療機関等との連携により感染症発生状況の把握に努めることが重要である。また、感染症対策部門と食品保健部門、環境衛生部門が連携を密にし感染症予防対策に努めるとともに、感染症発生時には地域の関係機関と協力し、迅速な初動体制がとれるように整備を図る。
- (2) 保健環境センターは、感染症発生動向調査に基づく病原体検査や感染症に関する調査研究、試験検査、感染症に関する情報等の収集と分析を行うなど、県における感染症の技術的かつ専門的な機関としての役割を果たす。
- このため、県関係部局や保健所との連携を図るとともに、国立感染症研究所、結核予防会結核研究所、医療機関、民間検査機関、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図る必要がある。
- (3) 県関係部局、保健所及び保健環境センターは、相互に十分な連携を図りながら感染症対策を効果的に推進する。

第3 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 結核等感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、患者等の人権を十分尊重し、健康危機管理の観点から、迅速かつ的確な対応と良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を基本とする。
- (2) 県が感染症発生動向調査等により感染症に関する情報を収集し積極的に公表することにより、患者等を含めた県民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが大切である。
- (3) 事前対応型行政を進める観点から、県においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合に備え、近隣の府県との連携体制を、保健所においては、郡市医師会感染症対策委員会を中心とした医療関係団体や関係市町村との連携体制を、保健環境センターにおいては、医療機関及び他の検査機関等との連携体制を、あらかじめ構築することが必要である。
- (4) 対人措置及び対物措置を実施するに当たっては、県は、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。
- (5) 複数の都道府県にまたがり感染症がまん延する場合に備えて、国や都道府県との連携体制をあらかじめ構築しておく必要がある。
- (6) 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種の実施を検討する。

2 対人措置の発動

- (1) 法に規定する健康診断、就業制限及び入院措置の適用に際しては、対象となる患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その理解と協力を得ながら行うことを基本とする。併せて人権への配慮の観点から審査請求に係る教示等の手続きを厳正に行う。
- (2) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象

とする。また、法に基づく勧告以外にも県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨するため、情報の公表を適正に行う。

なお結核の定期・定期外の健康診断等については「結核対策徳島21」、「徳島県結核マニュアル」において、対象者等を定め、個別の対策を推進していく。

(3) 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、保健所は、対象者その他の関係者に対し、このことの周知等を行う。

(4) 入院勧告を行うに際しては、保健所等の職員から患者等に対して、入院の理由をはじめ退院請求や審査請求に関すること等について十分な説明を行った上で、患者・家族等の同意を得て入院を促す。

当該医療機関の医師は、当該患者に対して十分な説明と同意に基づいた医療の提供を行い、入院後も必要に応じて十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう努める。

(5) 入院の勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、保健所長は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

3 結核等感染症の診査に関する協議会

(1) 感染症の診査に関する協議会（以下「診査協議会」という。）は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識を有する者及び医療以外の学識経験者を委員とし構成され、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断はもとより、患者等への医療及び人権への配慮を行う。

(2) 診査協議会は、知事（保健所長）の諮問に応じ、人権に配慮しつつ入院の要否等について必要な診査を行う。

(3) 診査協議会は、徳島県感染症診査協議会条例（平成11年条例第8号）に基づき次のとおり設置する。

感染症診査協議会名称	保健所
徳島県東部地区 感染症診査協議会	徳島県徳島保健所及び 徳島県鳴島保健所
徳島県南部地区 感染症診査協議会	徳島県阿南保健所及び 徳島県日和佐保健所
徳島県西部地区 感染症診査協議会	徳島県穴吹保健所及び 徳島県池田保健所

(4) 結核の診査に関する協議会（以下「結核診査協議会」という。）は、結核の予防又は結核患者の医療に関する事業の従事者及び医療以外の学識経験者を委員として構成され、結核予防法第28条、第29条の命令並びに第3.4条第3項の決定に必要な事項を審議する。

(5) 結核診査協議会は、徳島県結核診査協議会条例（昭和26年条例第51号）に基づき次のとおり設置する。

結核診査協議会名称	保健所
徳島県東部地区 結核診査協議会	徳島県徳島保健所及び 徳島県鳴島保健所
徳島県南部地区 結核診査協議会	徳島県阿南保健所及び 徳島県日和佐保健所
徳島県西部地区 結核診査協議会	徳島県穴吹保健所及び 徳島県池田保健所

4 対物措置の発動

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、県、保健所並びに市町村は法第36条の規定を厳守し、関係機関と十分な連携を図り可能な限りその理解を得ながら実施するよう努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ必要最小限のものとする。